

国立市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)4年度 の人件費率
令和 5年度	人 75,889	千円 36,955,043	千円 668,842	千円 5,746,840	% 15.5	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

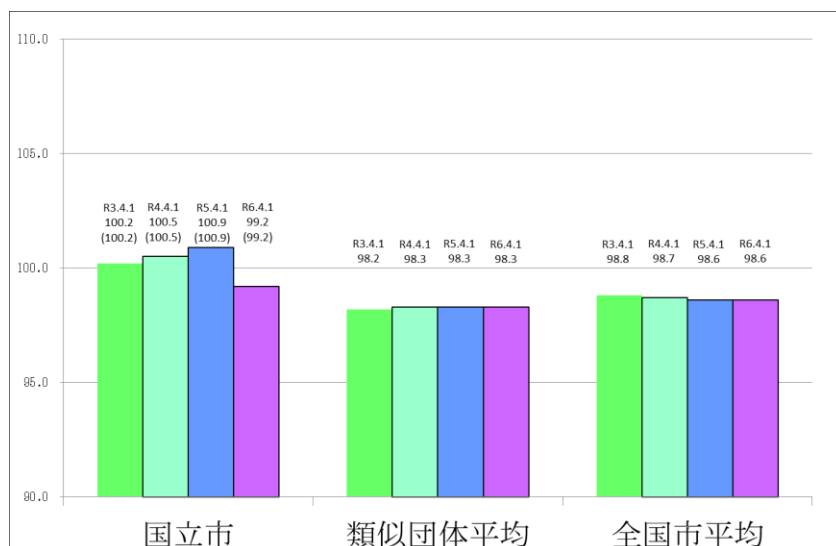
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 446	千円 1,637,039	千円 580,428	千円 801,777	千円 3,019,244	千円 6,770	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円 409,882	円 406,313	円 10,595 (2.59%)	% 2.7	% 2.7	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.85	月 4.65	月 0.20	月 0.25	月 4.85	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.7% 引下げ。

激変緩和のため、1 年 3 カ月 (平成 28 年 6 月 30 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 【記入例】国基準 15% に対し、国立市においても 15% を支給。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
国立市の 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

- ・勤勉手当の支給において、算定基礎から扶養手当を除外して支給。
- ・55 歳超職員の昇給停止。(人事評価結果によってのみ昇給)。
- ・永年勤続特別昇給の廃止 ※一般職員のみ経過措置あり

(6)特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国立市	40.8 歳	328,412 円	450,582 円	400,818 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
国立市	59.0歳	2人	367,800円	432,921円	426,420円	—	—	—	—
うち 清掃職員	60.0歳	1人	****円	****円	****円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	—
うち 学校給食	—	0人	—	—	—	飲食物調理従事者	41.9歳	313,100円	—
うち その他	58.0歳	1人	****円	****円	****円	—	—	—	—
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
国立市	—	—	—
うち 清掃職員	****円	4,376,300円	
うち 学校給食	—	—	—
うち その他	****円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和 3～令和 5 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		国立市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高 校 卒	160,100円	160,100円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	157,500円	157,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

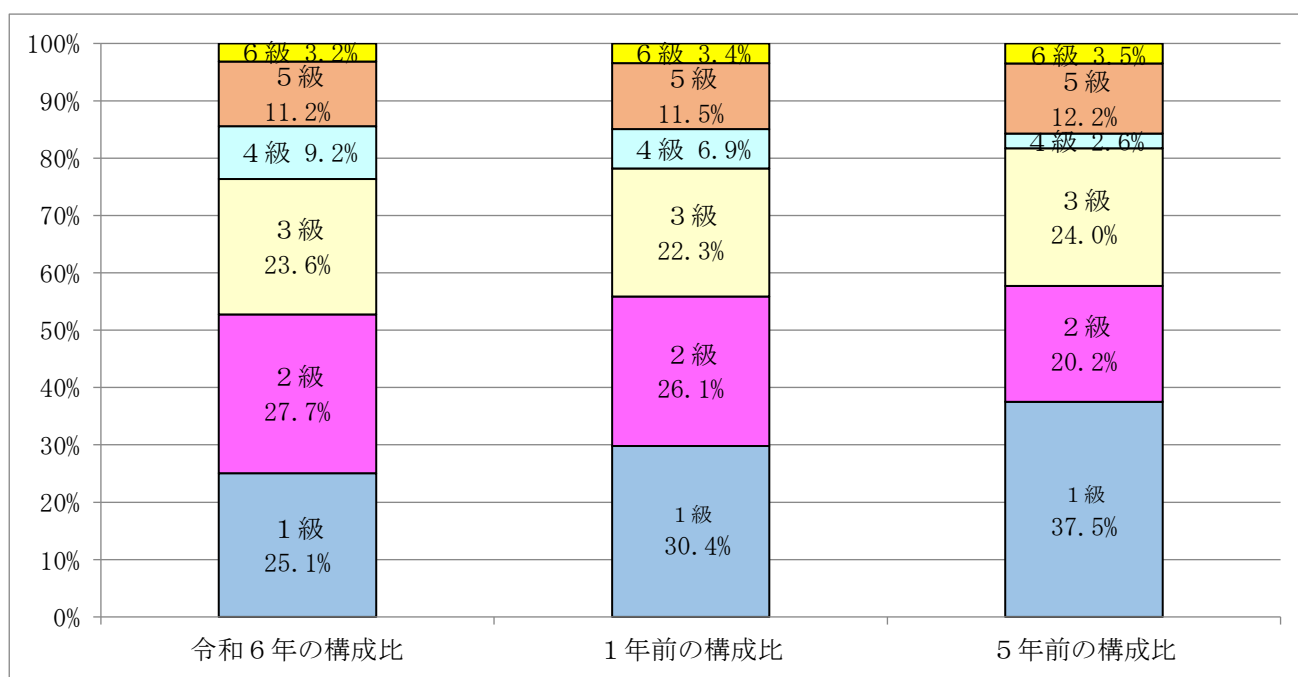
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	294,683円	384,050円	—	—
	高 校 卒	211,200円	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

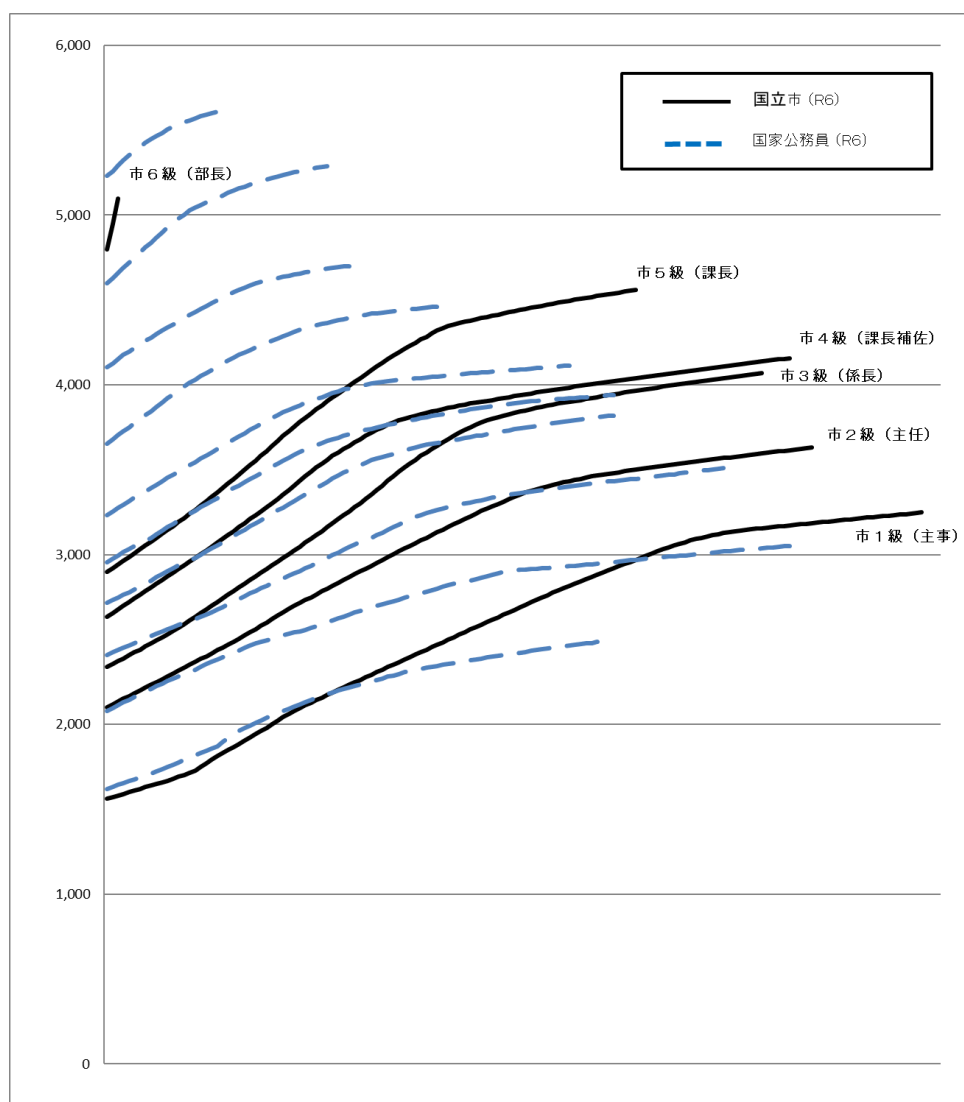
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	部長、参事	11人	3.2%	480,000円	509,900円
5 級	課長、主幹	39人	11.2%	289,700円	455,800円
4 級	課長補佐	32人	9.2%	263,300円	415,800円
3 級	係長、主査	82人	23.6%	233,800円	407,100円
2 級	主任	96人	27.7%	210,100円	363,100円
1 級	主事	87人	25.1%	156,200円	324,800円

- （注） 1 国市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 再任用職員（フルタイム及び短時間勤務時間）の職員は除いている。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（国立市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

国立市	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,742千円	—	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.350)月分 (1.100)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.350)月分 (1.100)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（国立市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

国立市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 23.00月分 23.00月分 勤続25年 30.50月分 30.50月分 勤続35年 43.00月分 43.00月分 最高限度 43.00月分 43.00月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 3,490千円 26,686千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 2%～45%加算）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			293,074千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			583,814円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
国 立 市	15%	492人	15%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）				14,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）				2,333
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）				1.20%
手当の種類（手当数）				20件
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
昆虫等 駆除作 業手当	業務に従事した職員	危険又は有害な昆虫等の 駆除作業	14,000円	1件につき700円
行旅病 人等取 扱手当	業務に従事した職員	行旅病人等の取扱い作業	0円	1件につき1,000円
	業務に従事した職員	行旅死病人等の取扱い作 業	0円	1件につき2,000円
動物死 体処理 手当	業務に従事した職員	動物の死体処理	0円	1件につき300円
伝染病 予防消 毒作業 手当	業務に従事した職員	伝染病の予防又は消毒処 理	0円	1件につき500円
	業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染 症の患者又はその疑いが ある者の身体に接触して 行う作業	0円	1件につき1,500円
	業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染 症の患者又はその疑いが ある者に一定時間にわた り近接して行う作業	0円	1件につき1,000円
滞納整 理手当	業務に従事した職員	督促状の指定期限を経過 した市税及び国民健康保 険税の徴収	0円	現年度分 1件につき 4円 徴収金額1,000円 につき 5円 滞納繰越分 1件につき 7円 徴収金額1,000円 につき 7円
	業務に従事した職員	不動産及び動産の差押処 分	0円	1件につき10円
	業務に従事した職員	使用料等の未納金の徴収	0円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	188,441千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	375千円
支給実績（令和4年度決算）	154,987千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	309千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,000円 一般職6,000円 ・子 9,000円 ・その他親族 管理者3,000円 一般職6,000円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 4,000円	異なる	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,500円 一般職6,500円 ・子 10,000円 ・その他親族 管理者3,500円 一般職6,500円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 5,000円	千円 35,972	円 193,399
住居手当	世帯主等自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員（一般職員に限る） 支給額 15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 借家・借間 支給限度額 27,000円	千円 11,580	円 163,098
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として6箇月定期額を支給し、1箇月当たりの支給限度額55,000円 (2) 交通用具使用者 使用距離に応じた定額を支給 2,600円～37,200円	異なる	支給額が異なる 【国】 (1) 交通機関等利用者 6箇月定期額を支給し、 1箇月当たりの支給限度額 55,000円 (2) 交通用具利用者 2,000円～31,600円	千円 37,337	円 91,738
管理職手当	職務の級が6級及び5級である職員に支給 【支給額】 部長（相当職含む）100,400円 課長（相当職含む） 73,300円	異なる	支給対象者、支給額 【国】 46,300円～130,300円	千円 60,471	円 959,855

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	807,500円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 区 町 村 長	(950,000円)	1,061,000円／	593,400円
報 酬		757,950円	885,000円／	547,000円
		(815,000円)		
	議 長	575,000円	737,000円／	372,000円
	(円)			
報 酬	副 議 長	515,000円	653,000円／	294,000円
	(円)			
	議 員	490,000円	591,000円／	266,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 区 町 村 長	4.30 月分 ※加算措置有 (20%)		
期 末 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.95 月分 ※加算措置有 (20%)		
退 職 手 当	議 員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職期間×350/100	13,300,000	任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職期間×300/100	9,780,000	任期ごと
退 職 手 当	教 育 長	給料月額×在職期間×250/100	5,625,000	任期ごと
	備 考			

(注) 1 市長・副市長・教育長については、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例に基づき、令和6年12月24日までの間は市長にあっては給料の15%を、副市長にあっては給料の7%を、教育長にあっては、給料の4%を減額する。

なお、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

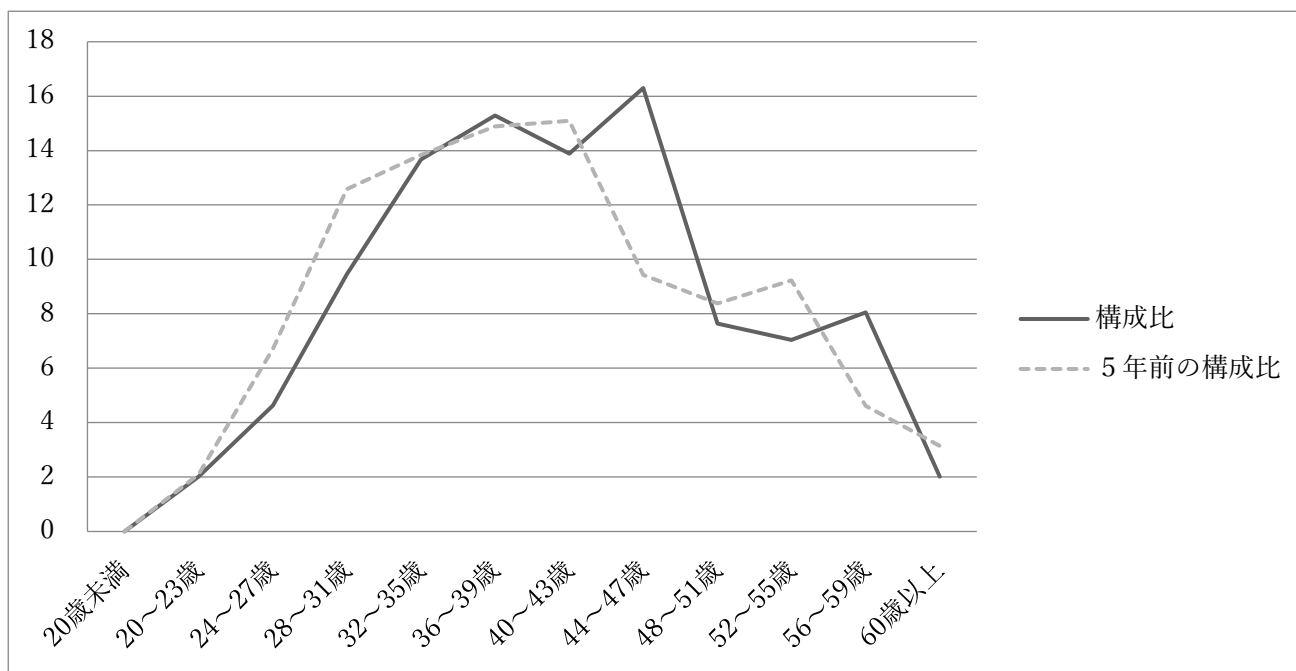
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由 (各年4月1日現在)
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 総務・企画	8 115	9 108	+1 ▲7	育休対応過員+1 欠員補充+2（情報システム係、文書法制係） 短時間再任用職員配置の解消+1（庶務管財係） 新地方公会計業務の定員整理-1 給与事務の定員整理-1 商工部門への移管-2 病休・育休過員解消-4（交通係、財政係、職員課2） 研修派遣終了-2
		税 務	35	35		病休対応過員+1（市民税係） 育休対応過員+1（固定資産税係） 育休過員解消-2（管理係、滞納整理係）
		民 生	156	158	+2	給付金担当配置+1 育休復帰による過員+1（地域福祉推進係） 病休対応過員+4（相談保護係（生保）1、手当・給付係3） 病休過員解消-2（相談支援係、子家セン） 派遣法派遣解消-2（矢川保育園） 欠員補充（保育園3校）+3 短時間再任用職員の配置-1（国民年金係）
		衛 生	37	35	▲2	病休対応過員+1（子ども保健・発達支援係） 温暖化対策計画策定による減-1 新型コロナウイルスワクチン定期接種化による減-1 育休・病休過員解消-2（保健センター） 施設延命化担当配置+1
		労働	1	1	0	
		農林水産	4	5	+1	育休対応過員+1（農業振興係）
		商 工	3	5	+2	総務・企画部門からの移管+2
		土 木	46	42	▲4	病休対応過員解消-1（整備係） 技能労務職減-1（維持係） 育休による欠員-1（建築営繕係） 法改正対応による増の満了-1（都市計画係） 育休対応過員+1（計画整備係） 病休対応過員解消-1（花と緑と水の係）
		計	405	398	▲7	

	教育部門	51	48	▲ 3	総合教育センターへの定員移行・欠員による減-1(教育総務課・総合教育センター) 育休過員解消-2(公民館、給食ステーション・栄養士) 病休対応過員+1(図書館) PFI移行完了による調理員の減-1(給食ステーション) 新学校給食センター開設準備室の廃止による減-2(給食ステーション・事務) 食育関連事業やアレルギー対応食のための栄養士増+1(給食ステーション) 教育施設担当新設+1
	消防部門				
	小 計	456	446	▲ 10	
公営企業計等部門	下水道 その他	9 37	10 41	+ 1 + 4	育休対応過員+1(工務係) 病休・育休対応過員+3(国民健康保険係) 欠員補充+1(包括)
	小 計	46	51	+ 5	
	合 計	502	497	▲ 5	
		[550]	[550]	[0]	

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	23人	47人	68人	76人	69人	81人	38人	35人	40人	10人	497人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	385	387	397	408	405	398	26(6.5%)
教育	52	52	51	52	51	48	3(6.2%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	437	439	448	460	456	446	27(6.1%)
公営企業等会計計	40	41	42	44	46	51	6(11.8%)
総合計	477	480	490	504	502	497	29(5.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5 年度	1,612,835千円	152,083千円	69,129千円	4.0%	3.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 3,889千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平 均(政令指定都 市除く) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	9人	34,324千円	8,599千円	16,183千円	59,106千円	6,567千円	6,023千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
国立市市	52.5歳	373,345円	550,234円
市町村（政令指定 都市除く）平均	44.5歳	334,536円	501,579円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

国立市	市町村平均（政令指定都市除く）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,798千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 （1.35）月分 （1.05）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 （—）月分 （—）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

（注） （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

国立市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 23.0月分 23.0月分 勤続25年 30.5月分 30.5月分 勤続35年 43.0月分 43.0月分 最高限度 43.0月分 43.0月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 一千円 一千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.2708月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例（割増率2～20%）

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和５年度決算）		5,374千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）		69,294円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国制度（支給割合）
国立市	15%	7人	15%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			一 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			一 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			一 %	
手当の種類（手当数）			0件	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	一 千 円	一 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	949千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	105千円
支給実績（令和4年度決算）	1,091千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	121千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,000円 一般職6,000円 ・子 9,000円 ・その他親族 管理者3,000円 一般職6,000円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 4,000円	異なる	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,500円 一般職6,500円 ・子 10,000円 ・その他親族 管理者3,500円 一般職6,500円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 5,000円	千円 624	円 155,913
住居手当	世帯主等自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員（一般職員に限る） 支給額 15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 借家・借間 支給限度額 27,000円	千円 180	円 180,000

通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (3) 交通機関等利用者 原則として6箇月定期額を支給し、1箇月当たりの支給限度額55,000円 (4) 交通用具使用者 使用距離に応じた定額を支給 2,600円～37,200円	異なる	支給額が異なる 【国】 (3) 交通機関等利用者 6箇月定期額を支給し、 1箇月当たりの支給限度額 55,000円 (4) 交通用具利用者 2,000円～31,600円	千円 653	円 93,223
管理職手当	職務の級が6級及び5級である職員に支給 【支給額】 部長（相当職含む）100,400円 課長（相当職含む）73,300円	異なる	支給対象者、支給額 【国】 46,300円～130,300円	千円 880	円 879,600